

## 論説 アメリカ合衆国憲法修正一三条の原意

|      |   |
|------|---|
| 著者   | 松澤 幸太郎  |
| 著者別名 | MATSUZAWA Kotaro  |
| 雑誌名  | 筑波法政  |
| 巻    | 28  |
| ページ  | 81-95   |
| 発行年  | 2000-03-30  |
| URL  | <a href="http://hdl.handle.net/2241/00151787">http://hdl.handle.net/2241/00151787</a> |

# アメリカ合衆国憲法修正一三条の原意

松澤 幸太郎

## 目次

はじめに

第一章 修正一三条制定まで

第一節 連邦議会

第二節 行政府

第二章 修正一三条の制定過程

第一節 上院における議論

第二節 下院における第一会期での議論

第三節 下院における第二会期での議論

第三章 修正一三条の理解

第一節 連邦議会での議論の帰結

第二節 解決されなかった問題

おわりに

アメリカ合衆国憲法修正一三条の原意 (松澤)

## はじめに

一八六一年三月四日、連邦の不可分性を説いたリンカーンの第一次大統領就任演説の一月余後、フォート・サムター要塞砲撃事件が起こり、南北戦争は始まった。一八六三年の奴隸解放宣言を経て、一八六五年三月四日、彼の第二次大統領就任演説の一ヶ月後に、南側の降伏により、南北戦争は事実上終結した。

議会は一八六五年一月修正一三条を通過させ、同年一二月一八日公布した。同条は、いわゆる南北戦争修正条項のうち最初に制定されたものであり、その制定過程においては、その後のいわゆる南部再建において解決を迫られることになる市民的権利 (civil rights) や市民権 (citizenship) に関する

諸問題に対する議会の考えが示されている。

## 第一章 修正一三条制定まで

### 第一節 連邦議会

第三七回及び第三八回連邦議会は、修正一三条に関連するいくつかの法律等を制定した。主なものを時系列に従って列挙すると以下の通りである。

- 一八六一年 第一次反乱者財産没収法 (Confiscation Act 1861 12 Stat. 319)
- ロンドンシア特別区奴隸解放法 (Act of April 16, 1862 12 Stat. 376)
- 一八六二年 第二次反乱者財産没収法 (Confiscation Act 1862 12 Stat. 589)
- 一八六二年 民兵団法 (Militia Act of 1862 12 Stat. 597)
- 一八六三年 一八六三年徴兵法 (Conscription Act of 1863 12 Stat. 731)
- 一八六四年 一八六四年徴兵法 (Conscription Act of 1864 13 Stat. 6)

まず第一次反乱者財産没収法であるが、これは軍事力の弱体化によって南部反乱の速やかな解決を実現するために制定

されたもので、反乱を支援する軍事的活動等に奴隸が携わっている場合、それを命じた者は当該奴隸に対しての権利を没収されると規定していた。同法の目的が第一次的には軍事戦略的なものであったため、没収された奴隸の自由等については規定がなかった。しかしながら、同法は議会が初めて制定した奴隸解放に係わる法律であった。

一八六二年になって、奴隸制に反対する動きが活性化するにつれ、解放された奴隸の自由を保障することを目的とする法案が数多く議会に上程された。そのうち法律として施行された最初のものがロンドンシア特別区奴隸解放法である。同法は、アフリカ系であることを理由として労役に就かせしめられている者を解放することを目的とし、北西部条例をモデルとして、ロンドンシア特別区内での奴隸制並びに本人の意に反する労役を禁止し、奴隸の解放に対して支払われる補償についての手続と解放された奴隸の自由を保障するための手続を規定した。

これに続いて第二次反乱者財産没収法が制定された。同法も、第一次反乱者財産没収法と同じく、反乱者の弱体化、連邦側の収入の拡大、戦後の南部改革の基礎設定を目的としたものであり、奴隸から解放された者の自由の保障を第一次目的としたものではない。むしろ同法では、この傾向が第一次法よりもより強くでており、大統領が解放された奴隸を彼が

公共の福祉に最善と考へる方法で雇用し、組織化し、利用することができると規定され、さらに大統領は解放奴隷の自発的な植民を推進する権限も認められた。また、同法ではその適用範囲が、第一次法ではすべての反乱参加者とされていたのに対して、南部連合ないしはそれに参加する州の軍人及び公務員のみに限られた。しかしながら、その一方で没収された奴隷が自由になることが明文で規定された。

さらに同年議會は一八六二年民兵団法を制定した。米國において最初に民兵団法が制定されたのは一七九二年のことであるが、一七九二年法においては白人男性市民のみが従軍することとされていた<sup>12</sup>。一八六二年法は、人種による適格性の基準を排除し黒人の連邦軍への参加を可能にした。

一八六三年になり、軍事上の必要から一八六三年徴兵法が制定された。同法は一八歳から四五歳までの成人男子市民が連邦軍を構成し、大統領からの徴募により軍務に従事すべきことを定めていた。同法においては、人種適格性の基準が採用されなかつたので黒人を徴兵の対象とすることは可能であつたが、逆に明文で黒人が徴兵の対象とされるということが定められていなかつたので、黒人は徴兵の対象とされなかつた。後に一八六四年徴兵法により明文で連邦軍の一部として徴兵されることになつた。

一八六二年から一八六四年に制定された軍隊關係法は、米

アメリカ合衆國憲法修正一三条の原意（松澤）

國における軍務と市民としての特権・免除の伝統的關係と相まって、黒人の連邦市民權獲得に対し重要な影響を与えた<sup>13</sup>。

これらのほかに議會は、一八六四年七月八日 Wade-Davis 案<sup>14</sup>を通過させた。同案はリンカーンによつて廃案にされたが、<sup>15</sup>その内容は議會の南部再建計画を示すものであつた。具體的には、合衆國憲法四條四項の規定に従い反乱州において共和政体を保障することを目的とし、反乱州で新しく制定される憲法において奴隷制の廃止を規定することを求め、また奴隷の地位から解放された者の自由の保障のために連邦裁判所の管轄權を拡大し、さらにはそれらの自由に対し制限を加えようとした者への罰則も定めていた。

## 第二節 行政府

この時期に行政府は、市民權・市民的權利に關することを二つ行つてゐる。一つはリンカーンによる奴隷解放布告であり、もう一つは司法長官による市民權に關する意見の提示である。

リンカーンは、彼の第一次就任演説でも明らかなように、当初は合衆國統一の回復を戰爭目的とし、奴隷制度の廃止を目的とはしなかつたが、一八六二年になり奴隷解放論の高まりを受けて、同年奴隷解放予備布告<sup>16</sup>、翌年に奴隷解放最後

布告<sup>19)</sup>を告示した。これらの布告はふたつとも大統領の戦争権限に基づいて発出されたもので、反乱州において奴隷として所有されている人々は一八六三年一月一日以降自由になると、合衆国政府はその人々の自由を保障するために活動すること、を宣言したものである。このうちはじめの予備布告では、「アフリカ人の血統を引く人々」を米大陸ないしはその他の場所に植民させる計画が提示され、さらに、逃亡奴隷の返却のために連邦軍を使用することを禁じた「戦争に関する付加条項を制定する法律」と、第二次反乱者財産没収法とに注意を喚起している。また、後者の最後布告では解放された奴隷が合衆国の軍隊において就役されるべきことが告知されている。

これらの布告に対しては、解放された奴隷の自由の保障を宣言したもののなか、それとも、反乱州の憲法・法律等を改定し奴隷制度を廃止することを宣言したもののか不明確である、また、そもそも大統領にこのような布告を発出する権限があるのか、という批判があった。<sup>20)</sup>

次に司法長官の市民権に関しての意見であるが、これは財務長官の、「有色人種」は合衆国市民であり従って米国籍船舶の船長になる資格があるとされるのか、という照会に対して回答したものである。<sup>21)</sup> 司法長官は概要次のように述べている。

・憲法上用いられている「市民」という用語は個人が国家と政治的関係にあることを示すものであり、具体的には当該個人がある国家を構成する一員であり、国家からの保護を受ける代償として国家への忠誠を負担するという関係にあるということを示すもので、何らかの特権ないしは権利を有することを示すものではない。

・合衆国の国内で出生した者は合衆国の市民であり、またその居住する州の市民である。

・少なくとも、合衆国憲法との関係では、有色人種 (colored) であることないしは白色人種でない (not Caucasian) ことを理由として市民であることが否定されることはない。

同意見では奴隷が市民であるかどうかについては言及されなかった。しかしながら、同時に同意見は *Dred Scott* 事件判決<sup>22)</sup>の適用範囲を狭く解し、自由黒人は市民であることを妨げられないとした。この考え方もまた、先述の一八六二年から一八六四年までに制定された軍隊関係法と同様、黒人の合衆国市民権獲得の基礎となった。<sup>23)</sup>

## 第二章 修正一三条の制定過程

修正一三条の原案は、第三八回連邦議会において上院では一八六四年一月一日に、下院では一八六四年五月三十一日に

提案された。上院は一八六四年四月八日に同案を可決した。<sup>27</sup>  
下院は同年六月一五日に採決に付すが、可決に必要とされる  
三分の二の得票がなく、第二会期に改めて同案を審議し、  
一八六五年一月三十一日可決した。<sup>28</sup>

### 第一節 上院における議論

上院における実質的な議論は、一八六四年三月二八日、法  
務委員会を代表する Trumbull 上院議員の発言から始まっ  
た。<sup>29</sup> 同議員の発言要旨は次の通りである。

- ・一連の南部の反乱にかかわる問題の根元は奴隷制度にあ  
る。
- ・大統領の奴隷解放宣言については、適用範囲が反乱州に限  
られており、またその発出権限の正当性についても疑念が  
出されている。
- ・今後の連邦の立法ないしは各州の立法による奴隷制度の復  
活を許容しないためには、憲法改正による奴隷制度の廃止  
が必要である。
- ・憲法修正に賛成する者の主張は、Trumbull 上院議員のあ  
げたものの他に、大要以下の点を指摘している。
- ・奴隷制の存在は、共和政体、連邦政府の至高性、国家の統  
一・存続の否定である。<sup>30</sup>
- ・奴隷制の廃止により、人間性に基づく、遵奉すべき権利と

アメリカ合衆国憲法修正二三条の原意（松澤）

自由な家族関係の保護が達成される。<sup>32</sup>

・仮に黒人が白人より劣後することを認めたとしても、それ  
を理由として黒人を奴隷とすることはできない。<sup>33</sup>

（すでに論証されたように）奴隷制が人間の理性、コモン・

ローに基礎をおくものでなく、諸州の国内法、神法によっ  
ても否定されているものであるとするならば、それを消滅  
させるために必要な方策が採られなくてはならない。<sup>34</sup>

・共同の防衛及び一般の福祉の目的のために租税等を徴収す  
る権限、戦争を宣言し、陸軍及び海軍を設置する権限、連  
邦内の各州において共和政体を保障する権限、Due Proo-  
cess 条項、<sup>35</sup> によって、連邦議会は奴隷制度をその統制の下  
におくことができ、また、むしろそれをすることが責務で  
ある。<sup>36</sup>

最終的に憲法修正に反対した者は六名であるが、そのうち  
審議において発言したのは五名であり、その主要な主張は、  
財産権（property）<sup>37</sup> について規制する州権の侵害になるので  
はないか、Domestic な関係についての法制を管轄する州権  
の侵害ではないのか、奴隷制の廃止を主張することは反乱の  
原因である、<sup>38</sup> 当該修正案は憲法修正権限の埒外である、<sup>39</sup> とい  
うものであった。

審議の過程において、修正案に賛成した者の側から、「す  
べての者は法の下に平等であり、従って何人も他の者を奴隷

として所有することはできない。また、連邦議会は合衆国並にその管轄権の内において本条の規定を施行するために適当な法律を制定する権限を有する。」と修正案を修正する案が提出された。<sup>45</sup>しかしながら同案は、同案の用いるフランス憲法に依拠する規定ぶりよりも、すでに適用の前例のある北西部条例をその文言の基礎とする法務委員会案の方がより好ましいとする意見が出され、撤回された。また、修正案に反対した者の側からは、黒人が市民であることを否定し、公務及び軍務への適格性がないことを宣言するものと、奴隷所有者への補償なしには奴隷は解放されないことを宣言するものの二つの修正案への修正が試みられたが、いずれも否決された。

## 第二節 下院における第一会期での議論

下院における実質的な議論の第一回目は、一八六四年五月三十一日から同年六月一五日にかけておこなわれ、第二回目は一八六五年一月六日から同三十一日まで行われた。

第一回目の議論において修正案に賛成する議員の主要な主張は以下の通りである。

・合衆国憲法の前文に示されるように、国家の主権者 (Sovereign power of nation) は、基本的な権利の宣言 (Basic Bill of Rights) を憲法制定の目的としており、もし憲法

の制定者が、その制定時に、その他の条文においてこれを忘却していたとするならば、後世の者はそれを修正すべきであり、奴隷制はまさにその修正すべきものである。<sup>50</sup>

・奴隷制の廃止のために戦争は行われており、政府の立法機関としては当該戦争を終結せしめ、また奴隷擁護勢力が国家の存続の危機を二度と生ぜしめないように、憲法修正を行うべきである。<sup>51</sup>

・奴隷制を廃することこそが連邦の再生に必要であり、そのためには単に反乱州においてのみ奴隷制を廃止するのではなく、合衆国領域すべてにおいてそれを廃止しなければならぬ。<sup>52</sup>

・当該修正案の受容によつて、この共和国の市民に与えられる権利が保障され、解放された奴隷と自由黒人がその生来的に有する権利を享受し、また、反乱州に居住する奴隷制に反対している白人もそれを享有することができる。<sup>53</sup>

次に修正案に反対する議員の主要な主張は以下の通りである。

・当該修正案は連邦分裂の恒久化に資するだけである。<sup>54</sup>

・奴隷制を許容することを前提として連邦に加盟した州の自権を侵害する。<sup>55</sup>

・奴隷制のような Domestic な制度を憲法修正によつて変更することはできぬ。<sup>56</sup>

- ・当該修正案は個人の財産権 (property) の侵害である。<sup>57)</sup>
  - ・奴隸制廃止の主張こそが連邦の分裂を招いており、連邦の再建のためにはこのような憲法修正案を廃案にすることが必要である。<sup>58)</sup>
  - ・奴隸制を廃止するかどうかは州の専権事項である。<sup>59)</sup>
- 議論の最終日に採決が行われ、同案は否決された。

### 第三節 下院における第二会期での議論

第一会期の採決の時に自票を賛成から反対に切り替えた Ashley 下院議員により、<sup>60)</sup> 第二会期の一八六四年一月十五日修正二三条案の再審議が提案され、一八六五年一月六日、再び審議が開始された。<sup>61)</sup>

一月六日最初の発言者として Ashley 下院議員は主要次の通り述べている。<sup>62)</sup>

- ・本来連邦憲法を適切に解釈したならば片時たりとも合衆国において存在できなかったはずの奴隸制が、憲法上の基本原則を侵害した政府の憲法の運用と憲法を曲解した裁判所により存続してしまったので、憲法修正が必要となった。
- ・奴隸制は奴隸のみならず、それに反対した白人の権利をも侵害する状況を招いている。
- ・独立と合衆国憲法の制定は、それに先んじて存在していた合衆国人民の結束 (unity of the people of the United

アメリカ合衆国憲法修正二三条の原意 (松澤)

States) と国家的市民権 (national citizenship) に基づいてなされたものであり、また、連邦憲法は独立によってもたらされた恵沢を豊かなものにし、そのために生命、財産、名誉を賭した結束と国家的市民権を確保するために制定された。

以上の事実に基づくと、奴隸制は廃止されるべきで、また州権論は明らかに不条理であり、更に明文で憲法改正手続の対象から奴隸制度を除外することもできたにもかかわらず、それがなされていないことも考慮すると奴隸制に関する憲法修正することは可能である。

憲法は各州における共和政体と、市民権の国家性 (nationality of citizenship) を保障しており、普通選挙制も共和国民の属性である。

連邦憲法に従って構成され行為する市民の政府 (civil government) を有さない州の連邦内における存在を許容することはできない。

第二会期における修正案に賛成の者の主な主張は以下の通りである。<sup>63)</sup>

- ・各州において共和政体を保障するという連邦政府の役割を果たすためには、個人とその社会的権利をその構成する共同体において保護するために適切な保障機構を提供し、すべての市民に差別なく個人の自由を保障することが必要で



ある。<sup>65)</sup>

市民的自由は特定の人種のそれだけでなく、その出自や政治的状况に關係なく保障されるべきであり、そのそれぞれの能力と文化に応じてそれぞれの發達を享受することができるように、法の下の自由と平等をすべての人種に保障しなくてはならない。<sup>66)</sup>

第三六回連邦議會で奴隸制を廢止する連邦議會の権限を認める憲法修正をなすことを禁じる憲法修正案が通過したが、<sup>67)</sup>同様に奴隸解放を宣言する憲法修正を提案する権限も連邦議會に認められるはずである。<sup>68)</sup>

次に修正案に反対の者の主な主張は以下の通りである。

憲法上連邦に移行されていない権限は各州に残されるのであり、また、奴隸制は州の組織なのであるから、連邦の管轄範囲にはなく、連邦憲法の改正によってもそれを変えることはできない。<sup>69)</sup>

同修正案の効果によつて、連邦に忠誠な州の市民の財産権 (property) も侵害されることになる。<sup>70)</sup>

オリジナルの憲法において奴隸は徵税と選挙に關し人口算定の対象とされているが、本修正案においては解放された奴隸を合衆国市民とする条項がなく、結果として彼らは合衆國憲法の定めるところの代表を持たないことになる。<sup>71)</sup> 修正案によつて、奴隸から彼らの自然的保護者を奪い去る

ことになる。<sup>72)</sup>

白人と黒人の間の主人—奴隸關係は安全、社会の平穩、そして生存に対する相互の必要から生じた自然な關係である。<sup>73)</sup>

もし本修正案によつて州権並びに個人の財産権 (property) が侵害されるのを許容するならば、同様の方法によつてマインリテイはその他の権利も奪われることになる。<sup>74)</sup> 奴隸制が漸進的に消失することはすでに明らかであり、そうであるならば、奴隸制を廢止する件は州の決定にゆだねるべきである。<sup>75)</sup>

### 第三章 修正一三条の理解

#### 第一節 連邦議會での議論の歸結

修正一三条賛成派は、奴隸制は合衆國憲法の定める共和政体や権利保障の理念と相容れず、それが南北戦争の原因となつており、従つて奴隸制の廢止が戦争を終結せしめ、将来の紛争を予防することになる、と考え、同条の制定を推進した。

反対派は、奴隸制の廢止は州の権限と個人の財産権 (property) を侵害し、それを許容することこそが南北戦争の原因であり、Domesticな關係についての州の自律権を確立し、

個人の財産権 (Property) を保障することこそが必要である、と考へ、同条制定に反対した。

修正一三条は「奴隷及び本人の意に反する苦役」の合衆国における存在を否定し、賛成派の考え方に従つて、問題の解決、すなわち、連邦の再建を図つた。この選択は、奴隷制の倫理的正当性の問題を別にすれば、合衆国憲法の定める共和政体の理念と権利保障のあり方についてのモデルの選択であつたという意味で、微妙な、しかし重要な問題を含んでいた。前者の共和制の理念についていへば、この選択はある意味では Cox 下院議員の指摘するように、「我々は親と子供、保護者と被保護者、夫と妻、相続、嫡出の問題を扱うのに憲法を改正するのか。それをする権限があるからといつてそれをせねばならないのか。もしそうならばそれはどこで終わるのだらうか。」<sup>76</sup> という問題を生ぜしめるものであつたし、<sup>77</sup> 後者の権利保障のあり方については、結果として、それを保障することを目的として形成された連邦憲法に修正を施し、保障の対象であるところの財産権 (property) をかへつて奪うことになつたからである。

## 第二節 解決されなかつた問題

さらにこれらとは別に議論の過程で提示された「自由になつた黒人をどうするのか」という問題があつた。これは具

体的にはいくつかの異なる形で問題とされた。

まず、黒人の市民権については、Wilson 上院議員が一八六二年の司法長官の意見を引用して、自由な黒人も合衆国市民であること認める発言をした。これに対して Davis 上院議員が黒人は市民でないことを宣言する憲法修正を提案したが、これは否決された。従つて、少なくとも上院では、解放された奴隷は市民になると考えられていたといえる。しかしながら、司法長官の意見において市民権は、それ自体としては政治的共同体の一員であることを示すのみであり、市民であることから何らかの意味を引き出せるものではなく、むしろ、市民の中で享受する権利に差違があることなども認めるものであつたから、実体的な意味で合衆国の市民として認知されることになにを意味するのかは、不確定であつたといえる。また、合衆国市民権と州の市民権の關係、その得喪に關する権限の所在も明らかでなかつた。<sup>78</sup>

この点に關連して、黒人が解放された後にどのような権利を享受することになるのか、ということが問題とされた。これについては、一般的な権利に關しての主張と特に參政權との關係での主張がなされた。

前者の一般的な権利に關しては、この修正により刑罰としてなされるものを除いて奴隷的拘束と意に反する苦役が否定され、<sup>79</sup> 奴隷を財産として保有することが認められなくな

り、奴隷であつた者は人とされて、さらにはそれだけでなく何らかの権利が保障されるという考え方が示された。ここで保障される権利は、抽象的には、生来的に有するとされる権利、自然的権利 (natural-right)、生命、自由、幸福追求の権利があげられている。しかしながら、具体的にどのような権利が保障されることになるのかについては、考え方は多様であつた。また、その享受の態様については、解放された奴隷が白人と同様の権利を享受することについての懸念が表明されていること、Sumner 上院議員の修正案が採用されず、北西部条例に基づく文言が採用されたこと、などから、必ずしも平等な権利の享受が予測されていたわけではない、とも理解される。

後者の参政権の問題については、同修正を認めることによつて黒人の参政権を認めることになり、また、それによつて憲法の定める代表の原理に変更が加えられてしまふ、ということが修正反対派の主張の根拠とされた。この点については、自然的権利を認めることと政治的権利を認めることとは別のことである、ということも指摘されており、これがどう理解されるべきかは、未解決のままであつた。

### おわりに

修正一三条は、アメリカは自由をどう理解するのか、という問題への回答であつた。このときに彼らは、自らのよつてたつところであつた憲法とすら対峙しなくてはならなかつた。そして彼らの手に残つていた唯一のテキストは独立宣言だつた。

彼らはこの決断、すなわち、オリジナルの憲法の本義たるところを独立宣言に従つて決定し、その余りのところを修正することを決めたときには、これですべての問題が解決するものと信じていた。しかしながら、その後彼らはこの決定から派生する様々な問題と対峙することを余儀なくされ、それが、修正一四条、修正一五条、そして一八六六年からの一連の市民的権利法の制定へと連なつていくことになつた。

### 注

- (1) 37th Cong., Jul. 4, 1861-Mar. 3, 1863.
- (2) 38th Cong., Dec. 7, 1863-Mar. 3, 1865.
- (3) ここであげたものの他に、議会は、黒人の自発的な植民計画を

廢し、また、白人兵士と黒人兵士の賃金を均等にし、更に黒人に郵便配達と連邦裁判所で証言する適格を認め、コロンビア特別区

- 6 路面電車の利用から黒人を排除するのを禁止した。 E.M. Maltz, *CIVIL RIGHTS, THE CONSTITUTION, AND CONGRESS*, 1863-1869, 6 (Univ. Pr of Kansas 1990) [hereinafter Maltz]. また一八六四年には一連の逃亡奴隷引渡法を廃止した。 13 Stat.200.
- (4) Herman Belz, *A NEW BIRTH OF FREEDOM*, 4 (Greenwood Pr. 1976) [hereinafter Belz].
- (5) George H. Hoemann, *WHAT GOD HATH WROUGHT-The Embodiment of Freedom in the Thirteenth Amendment*, 28 (Garland Pub. Co. 1987) [hereinafter Hoemann].
- (6) Belz, at 5.
- (7) An Ordinance for the Government of the Territory of the United States northwest of the river Ohio, reprinted in F. N. Thoppe ed. *II FEDERAL AND STATE CONSTITUTIONS*, 957-962 (Scholarly Pr. 1977) (1909).
- (8) 同法は後に奴隷所有者が不在のために解放手続きがとれない奴隷のために連邦裁判所が解放証明を発行することをうけるに補足・改正された。 12 Stat. 538 (1862).
- (9) 同年六月一九日には合衆国の属領 (territories) においてすべての者の自由を確保するのを目的とする法律を制定した。 12 Stat. 432 (1862).
- (10) 更に議会は、同地区において有色人種の子供に教育を提供する法律を制定した。 12 Stat. 407, 537 (1862).
- (11) Belz, at 7.
- (12) *Militia Act*, 1 Stat. 271 (1792).

- (13) cf. S.T. Ansell, *Legal and Historical Aspects of the Militia*, 26 Yale L. J. 472 (1917).
- (14) Belz, at 23.
- (15) An Act to guarantee to certain States whose Governments have been usurped or overthrown a Republican Form of Government, reprinted in Henry Steele Commager, *II DOCUMENTS OF AMERICAN HISTORY*, 437 (9 th ed. Prentice-Hall Inc.1973).
- (16) cf. Proclamation concerning a Bill to Guarantee to certain states, whose governments have been usurped or overthrown a republican form of Government," and concerning reconstruction July 8, 1864., reprinted in, Arthur Brooks Lapsley ed., *THE WRITINGS OF ABRAHAM LINCOLN*, 168 (The Lamb Pub. Co. 1905).
- (17) Abraham Lincoln, First Inaugral Address, Mar.4,1861, reprinted in Roy P.Basler, *IV THE COLLECTED WORKS OF ABRAHAM LINCOLN*, 262 (Rutgers Univ.Pr.1959). 高木入尺 斉藤光沢「リンカーン演説集」83頁(岩波書店一九八三年)
- (18) Preliminary Emancipation Proclamation, Sep. 24, 1862, V id., at 433. 同十三六頁
- (19) Emancipation Proclamation, Jan. 1, 1863, VI id., at 28. 同二四〇頁
- (20) このプランは後に議会の同意が得られず廃棄された。 Hoemann, at 71.
- (21) An Act to make an additional Article of War, 12 Stat. 354

- (1862).
- (23) G. Sidney Buchanan, *The Quest for Freedom: A legal History of the Thirteenth Amendment*, 12 *Hous. L. Rev.* 1, 6 (1974)
- (23) 10 *Op. Atty Gen.* 382 (1862).
- (24) 当時米國船籍の船の船長は米國市民権を有する白人に限られよう。 2 *Stat.* 809 (1813). 國法は後に廃止せられた。 13 *Stat.* 201 (1864).
- (25) 60 *U. S.* 393 (1857).
- (26) *Maltz*, at 8; *Belz*, at 31. また、修正十三條に關する議論の中での意見が引用せられた。 38-1 *Cong. Globe* 1323 (Sen. Wilson).
- (27) 投票結果は三八対六六で、反対者は Davis, Hendricks, McDougall, Powell, Riddle, Sausbury 上院議員であった。 38-1 *Cong. Globe* 1490.
- (28) 投票結果は九三対六五であった。 38 *Cong. Globe*, 2995. 連邦議会が憲法改正の發議をする場合兩議院の三分の二の得票がなくてはならぬ。 cf. *U. S. Const. art. V.*
- (29) 38-11 *Cong. Globe*, 531.
- (30) 38-1 *Cong. Globe*, 1313.
- (31) *Id.*, at 1320 (Sen. Wilson).
- (32) *Id.*, at 1324 (Sen. Wilson).
- (33) *Id.*, at app. 113 (Sen. Howe).
- (34) *Id.*, at 1440 (Sen. Harlan). (かこつたは筆者。 同上院議員は、その發言の中で英國統治時代の *Sommersett's Case* の法廷意見、
- 米國の *Dred Scott* 判決の反対意見、 *Prigg v. Pennsylvania* (10 *Pet.* 611) の法廷意見を引用して奴隸制度の性質について論証しようとした。)
- (35) cf. *U. S. Const. art. I*, § 8, cl. 1.
- (36) cf. *U. S. Const. art. I*, § 8, cl. 11-cl. 14.
- (37) cf. *U. S. Const. art. IV*, § 4.
- (38) cf. *U. S. Const. Amend. V.*
- (39) 38-1 *Cong. Globe*, 1480 (Sen. Sumner).
- (40) *Riddle* 上院議員は發言した。 38-1 *Cong. Globe* 1366 (Sen. Sausbury); *Id.*, at 1483 (Sen. Powell).
- (41) 38-1 *Cong. Globe* 1366 (Sen. Sausbury); *Id.*, at 1483 (Sen. Powell).
- (42) *Id.*, at 1366 (Sen. Sausbury).
- (43) *Id.*, at 1442 (Sen. Sausbury); *Id.*, at 1444 (Sen. McDougall); *Id.*, at 1483 (Sen. Powell).
- (44) *Id.*, at 1489 (Sen. Davis).
- (45) *Id.*, at 1483 (Sen. Sumner).
- (46) *Id.*, at 1489 (Sen. Howard).
- (47) *Id.*, at 1424. 提案は Davis 上院議員にやられて、採決結果は五対三二であった。
- (48) *Id.*, 提案は Powell 上院議員にやられて、採決結果は三対三二であった。
- (49) 五月三日付の上院では同前の案件についての議案が、 Ashley, J. Wilson, Windom, Arnold, Norton, Stevens 上院議員の提案であった。 Herman Ames, *THE PROPOSED AMENDMENTS TO THE CONSTITUTION OF THE UNITED*

STATES, 214 (Lenox Hill Pub. & Dist. Co. 1970) (Burt Frank-  
lin 1896). *J. Wilson*, 下院議員の議案は

第一条 奴隸制は自由な政府と相容れないものであり、合衆国に  
おいて永久に禁止される。本人の意に反する苦役は犯罪に  
對する刑罰としてのみ許容される。

第二条 連邦議会は、前条の規定を実施するために適当な法律を  
制定する権限を有する。

というもので、同議員は、問題とされるべきは、自由な政府の存  
在と奴隸制は相容れず、また、憲法の前文に示されているその目  
的とも両立しないものであり、この反乱から学ぶべきことは、す  
べての州においてすべての市民の憲法上の権利を平等に正しく保  
障すべきである、とこう述べたのであると述べている。38-I Cong.  
Globe 1199-1204.

これらの憲法修正案とは別に、通常の法律によりこの案件を取  
り扱う議案が *Lovejoy*, 下院議員より出されている。これは独立宣  
言及び憲法のいくつかの条文を実定化することを意図するもの  
で、同時期に出された *F. D. Elliot*, 下院議員の解放民 (*Freedman*)  
の権利についての議案と併せて、議會の解放民の地位に対する関  
心を示すものである。 *Hoemann*, at 109.

(50) 38-I Cong. Globe 2614 (Rep. Morris); *Id.*, at 2955 (Rep. Kel-  
logg).

(51) *Id.*, at 2944 (Rep. Higby).

(52) *Id.*, at 2949 (Rep. Shannon).

(53) *Id.*, at 2991 (Rep. Ingersoll).

(54) *Id.*, at 2615 (Rep. Hendrick); *Id.*, at 2962 (Rep. Holman).

アメリカ合衆国憲法修正二三条の原意 (松澤)

(55) *Id.*, at 2616 (Rep. Hendrick); *Id.*, at 2939 (Rep. Pruyn); *Id.*,  
at 2961 (Rep. Holman).

(56) *Id.*, at 2940 (Rep. Pruyn).

(57) *Id.*, at 2940 (Rep. Fernando Wood).

(58) *Id.*, at 2947 (Rep. Kalbfleisch).

(59) *Id.*, at 2952 (Rep. Coffroth).

(60) *Ashley*, 下院議員は、第二会期で同修正案の再検討を提案する  
ために、これを意図的に行った。38-I Cong. Globe 2995.

(61) 第三八回連邦議會の第一会期から第二会期までの間に大統領選  
挙と連邦議會選挙があり、大統領選挙では Lincoln が再選され、  
下院で共和党側が一〇二議席から一四九議席まで議席をのばし、  
修正二三条推進派が勝利した結果となった。 *Hoemann*, at 125;  
*Charles Fairman, RECONSTRUCTION AND REUNION* 1864-  
88, 1149 (Macmillan Co. 1971).

(62) 38-II Cong. Globe 138.

(63) *cf.* *U. S. Constant*, *W.*, § 2 (筆者注).

(64) なお、この紹介する主張は、賛成者、反対者同様に、上院で  
の議論並びに下院での第一回目の議論では見受けられなかったも  
のを主に紹介するところにする。

(65) 38-II Cong. Globe 143 (Rep. Ordh).

(66) *Id.*, 155 (Rep. Davis).

(67) 一八六二年二月二十七日に奴隸制廃止を禁じる憲法修正案が第三  
六回連邦議會第二会期で通過し、各州の承認に廻らされている。 *Her-  
man Ames, THE PROPOSED AMENDMENTS TO THE CON-  
STITUTION OF THE UNITED STATES*, 196, 363 (Lenox Hill

- Pub. & Dist. Co. 1970) (Burt Franklin 1896).
- (39) 38-II Cong. Globe 174 Rep. Odell).
- (39) Id., at 151 (Rep. Roger); Id., at 238 (Rep. Cox); Id., at 481 (Rep. Finck).
- (70) Id., at 151 (Rep. Roger).
- (71) Id., at 154 (Rep. Roger).
- (72) Id., at 176 (Rep. Ward).
- (73) Id., at 177 (Rep. Ward).
- (74) Id., at 181 (Rep. Voorhes).
- (75) Id., at 220 (Rep. Cravens).
- (76) Id., at 242 (Rep. Cox).
- (77) この点については、奴隷制の廃止によって夫婦・親子・家族の関係を守るコソが、この指摘がなされてくる。38-I Cong. Globe 1324 (Sen. Wilson).
- (78) Id., at 179 (Rep. Malloy).
- (79) この点に於いて、黒人が各州の市民になるのかどうかは当該州の決定すべきコソである。この指摘 (38-I Cong. Globe 1465 (Sen. Henderson)) と、州法に反してでも黒人に市民権を与えるのかどうか、二三条が制定された後に問題としなくてはならぬ。この指摘 (38-II Cong. Globe. 170 (Rep. Yeaman)) がなわれている。
- (80) 38-II Cong. Globe 200 (Rep. Fransworth).
- (81) Id., at 244 (Rep. Woodbridge); Id., at 236 (Rep. Smith).
- (82) 38-I Cong. Globe 1463 (Sen. Henderson); 38-II Cong. Globe 217 (Rep. Smither).
- (82) 38-II Cong. Globe 487 (Rep. Morris).
- (82) 38-I Cong. Globe 2990 (Rep. Ingersoll).
- (82) 38-II Cong. Globe 202 (Rep. McBride).
- (82) Id., at 142 (Rep. Orth).
- (82) この修正の効果として保障されるであろう権利としてあげられたい主なものは以下の通りである。
- ・労働の対価を得る権利 38-I Cong. Globe 2990 (Rep. Ingersoll).
  - ・婚姻並びに家族関係を形成する権利 38-I Cong. Globe 1324 (Sen. Wilson); 38-II Cong. Globe 193 (Rep. Kasson).
  - ・財産を保有する権利 38-I Cong. Globe 1439 (Sen. Harlan).
  - ・訴訟を起す、なすは訴訟において証言する権利 Id.
  - ・自由に表現する権利 Id.
- (82) 38-II Cong. Globe 177 (Rep. Ward); Id., at 179 (Rep. Malloy); Id., at 216 (Rep. White).
- (82) この点について、Sumner 修正は、黒人に白人と同等の市民的・政治的権利を与えること解釈されるおそれがあることから否定された、という理解 (Belz, at 127) と、単に用語法の問題ではなか、という解釈 (Maltz, at 23; Hoeman, at 117) があつた。
- (86) 38-II Cong. Globe 179 (Rep. Malloy).
- (86) 38-I Cong. Globe 2987 (Rep. Edgerton).
- (86) 38-II Cong. Globe 202 (Rep. McBride).
- (86) 独立宣言と合衆国憲法の考え方の相違については、辻内鏡人『アメリカの奴隷制と自由主義』三三頁 (東京大学出版会 一九九七) 参照
- (86) 多くの議員が独立宣言と奴隷制の廃止の関係について触れて

5<sup>th</sup> cf. ex. 38-I Cong. Globe 1323 (Sen. Wilson); Id., at 1422  
(Sen. Johnson).